

計画内容

・内容

1. 育児介護休業終了後退職した者
2. 育児介護休業終了後職場復帰し、子育て中に退職した者
3. 育児介護休業を取得せずに退職した者

前上の者について求人をする際に採用条件に該当すれば、優先的に採用する

(目標1)

内容の理解、周知をさせるための、研修などを実施する

令和4年3月～ 取り組み内容の検討

令和4年3月～ 内容を全労働者に周知